

慶集寺ご縁の会 規約

第1条（名称）

この会の名称を「慶集寺ご縁の会」（以下「慶集寺会」と略記）とします。

第2条（事務局）

慶集寺会の事務局を、富山県富山市東岩瀬町159の慶集寺に置き、会員の名簿管理や収支会計を行います。

第3条（位置づけ）

慶集寺会は、慶集寺の寺族と門信徒により、共同運営される組織とします。

第4条（目的）

慶集寺会は、会員の祭祀と慶集寺の護持が代々に渡って承継され、それに関わる人々の安心となることを、その目的とします。

第5条（会員条件）

慶集寺が浄土真宗本願寺派の所属寺院であることを尊重し、その教義を説き広めることを目的として寺院活動を営むことにご同意いただける方を対象とします。過去の宗教・宗派を問うことはありませんが、現在には他宗教・他宗派・他寺院との所属関係が無いことを、入会の条件とさせていただきます。三世代世帯、親子世帯、夫婦世帯、単身世帯を問わず、世帯主による入会が原則となります。

第6条（特典）

慶集寺寺族が、会員の祭祀財産（仏壇・家墓・御本尊・法名・遺骨・等）の取得や管理や相続の手引をし、慶集寺寺族及び関係僧侶が、それに伴う仏事の依頼に応じて、浄土真宗の作法に沿った法要儀式を執り行います。また会員は、宗教法人慶集寺が管理運営する施設を使用して、仏事法要を執り行うことができます。必要に応じて、慶集寺寺族に法人施設内での祭祀財産の管理代行や葬送一式の事務委任をすることができます。

- ご遺骨の祭祀管理代行については、別添の規約があります。
- 葬送一式事務委任の際には、公証役場での公正証書の作成をする必要があります。

第7条（入会方法）

慶集寺会に入会するには、入会金5万円を納入していただきます。所定の「慶集寺ご縁の会入会申請書」に必要事項を記入して、入会金と併せて、事務局までご提出ください。

第8条（会員縁者）

会員の管理する祭祀財産を承継する可能性のある方として、ご家族、ご親類、ご友人等の身近なご縁の方々に予め了解を得た上で、「慶集寺ご縁の会入会申請書」の縁者の欄に、1名以上のお名前ご住所等をご記入ください。縁者として記入された方が、他寺院・他宗派・他宗教の、門徒・檀家・信者であることに問題はありますが、未成年者など、責任能力の有無が問われると思われるような場合には、お受けすることができません。

第9条（年会費）

会員は、慶集寺会の定める年会費1万円を納めていただきます。申請書にご記入いただいた期日までにご納入いただくことを基本としますが、ご希望の場合には慶集寺会の口座へお振込みいただくこともできます。ご納入の際に「年会費受領証明書」をお渡ししますので、各自で保管してください。

第10条（退会）

第9条にある年会費の納入が3年以上滞った場合には、慶集寺会を退会されたと見なします。第5条にある会員条件に反した場合には、慶集寺会の退会を勧告することもあります。退会の意思を事務局に伝えられた際には、無条件にそれをお受けします。退会の際にはそれまでに納められた入会金や年会費、ご懇志等を返金することはできません。

第11条（再入会）

一度退会と見なされた後に、再度入会される場合には、改めて第7条にある入会手続きをしていただきます。

第12条（会員承継）

会員が死去、または退会する際に、申請書にある会員縁者の内の1名が会員の承継をする場合には、第5条（会員対象）に適合していることを条件として、所定の「慶集寺ご縁の会 会員承継申請書」に必要事項をご記入の上、会員承継費3万円と併せて、事務局までご提出ください。「会員承継証明書」をお渡ししますので、各自で保管してください。

第13条（会員遺族祭祀財産承継）

会員が死去し、申請書にある会員縁者の内の1名がその祭祀財産（仏壇・家墓・等）を承継する際に、その承継者が他宗教・他宗派・他寺院に所属する場合には、所定の「慶集寺ご縁の会 会員遺族承継申請書」に必要事項をご記入の上、事務局までご提出ください。

第14条（事務局・監査・相談役）

慶集寺住職と坊守の2名が事務局となり、会員より3名以上を監査、数名を相談役として選任させていただきます。

第15条（役員会）

慶集寺ご縁の会の役員会を、事務局と監査、相談役によって構成します。事務局は、毎年7月、及びその必要のある時に監査、及び相談役を招集して、慶集寺会の運営についての討議を行います。7月の定例役員会では、前年度（4月1日より3月末日まで）の会計報告をいたします。

第16条（報告）

毎年数回発行される寺報を通じて、役員会での議事内容等を、会員全員にご報告いたします。

以上、16条目（初稿 令和3年1月31日 慶集寺ご縁の会役員会 承認）